

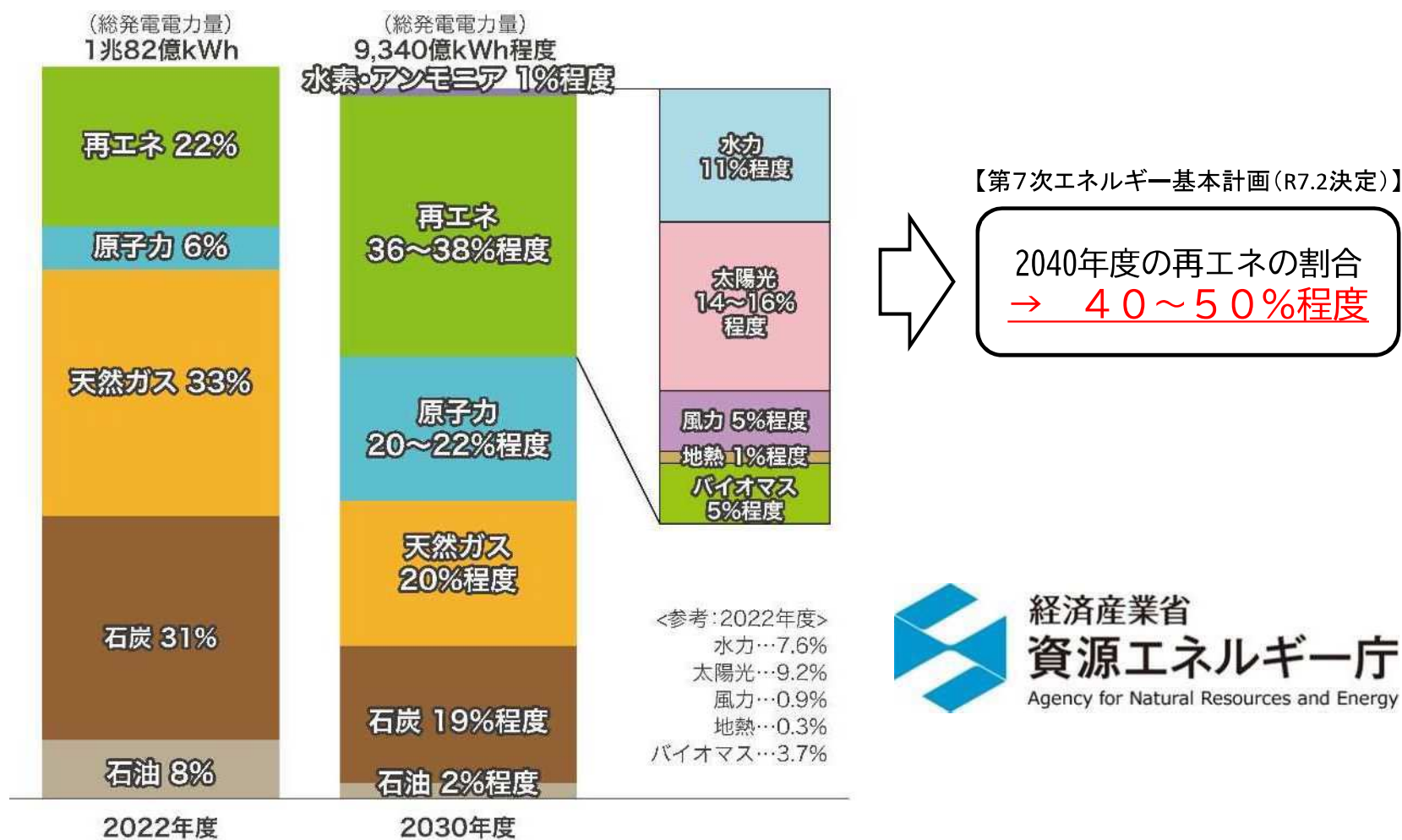


洋上風力発電について

令和7年8月18日
鹿児島県商工労働水産部
エネルギー対策課



● 国内におけるエネルギー事情



出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」の2022年度速報値、2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）

● 洋上風力発電の導入の意義

※ 資源エネルギー作成資料抜粋



- 洋上風力発電は、①導入拡大の可能性、②コスト競争力のある電源、③経済波及効果が期待され、再エネの主力電源化に向けた切り札。
- 同時に、①導入に当たって漁業との共生などが不可欠、②昨今のインフレを背景に、諸外国では事業の遅延・撤退が発生、③高い経済効果が期待される一方、大型風車メーカーが国内に存在しないといった課題がある。
- エネルギー政策と産業政策の両面から洋上風力に係る取組を推進していくことが必要。

① 導入拡大の可能性

- 欧州を中心に世界で導入が拡大
- 四方を海に囲まれた日本でも、北海周辺とは地形や風況が異なるものの、今後導入拡大が期待されている。

洋上風力発電の各国政府目標

地域／国	目標 (2023年時点)
EU	60GW (2030年) 300GW (2050年)
ドイツ	30GW (2030年) 70GW (2045年)
アメリカ	30GW (2030年) 50GW (2040年)
中国	112GW (2040年)
台湾	5.6GW (2025年) 40~50GW (2050年)
韓国	12GW (2030年) 25GW (2040年)

② コスト競争力のある電源

- 先行する欧州では、遠浅の北海を中心に、落札額が10円/kWhを切る事例や市場価格（補助金ゼロ）の事例等、コスト低減が進展。

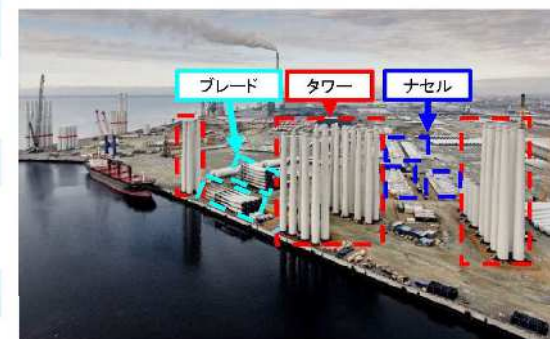
国	プロジェクト名	価格 (€=131.4円 £=155円) ※2021年平均相場	運転開始年
オランダ	The Princess Amalia	200EUR/MWh (26円/kWh)	2008年
オランダ	Borssele III + IV	54.49EUR/MWh (7.1円/kWh)	2021年
オランダ	Hollandse Kust Noord V	市場価格 (補助金ゼロ)	2023年
オランダ	Hollandse Kust Zuid 3&4	市場価格 (補助金ゼロ)	2023年
イギリス	Sofia	44.99EUR/MWh (5.9円/kWh)	2024年
イギリス	Doggerbank Greyke Beck A	44.99EUR/MWh (5.9円/kWh)	2024年
フランス	Dunkirk	44 EUR/MWh (5.8円/kWh)	2026年
イギリス	Hornsea3,4	37.35ポンド/MWh (5.7円/kWh)	2027年

③ 経済波及効果

- 洋上風力発電設備は、部品数が多く（数万点）、また、事業規模も大きいことから、関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与。

欧州の港湾都市の事例（デンマーク・エスビアウ港）

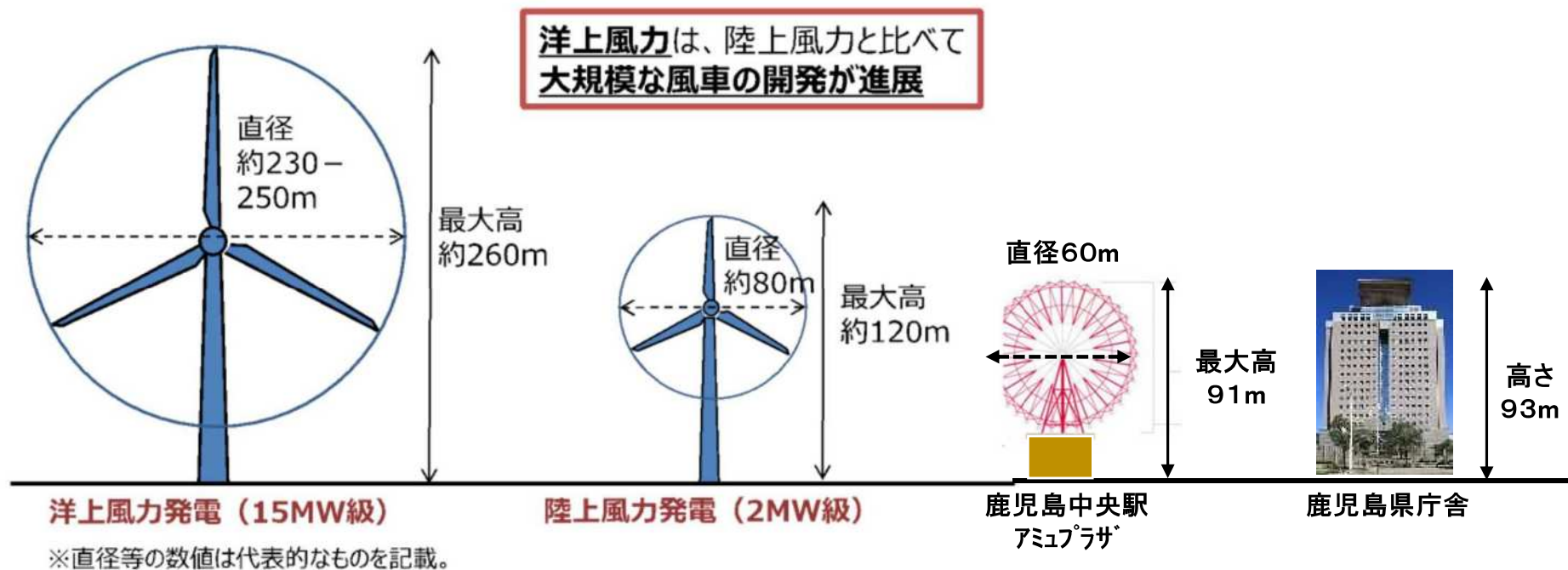
- ・建設・運転・保守等の地域との結びつきの強い産業も多いため、地域活性化に寄与。
- ・エスビアウ市では、企業誘致にも成功し、**約8,000人の雇用を創出**。





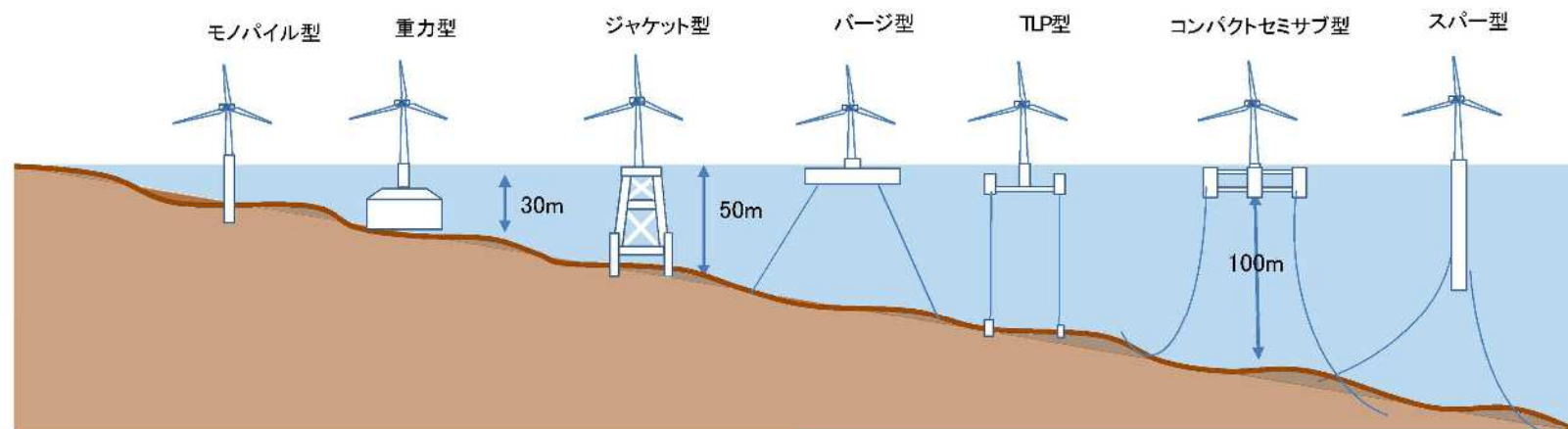
● 風力発電とは

- ◆ 安定した風により，大規模に発電できれば発電コストが火力発電並みであることから，経済性も確保できる再生エネルギー源である。
- ◆ 太陽光発電と異なり，風さえあれば夜間でも発電できる。
- ◆ 風速が速いほど，もしくは風を受ける面積が広いほど発電量が増加するため，近年大型化が進んでいる。



● 着床式と浮体式

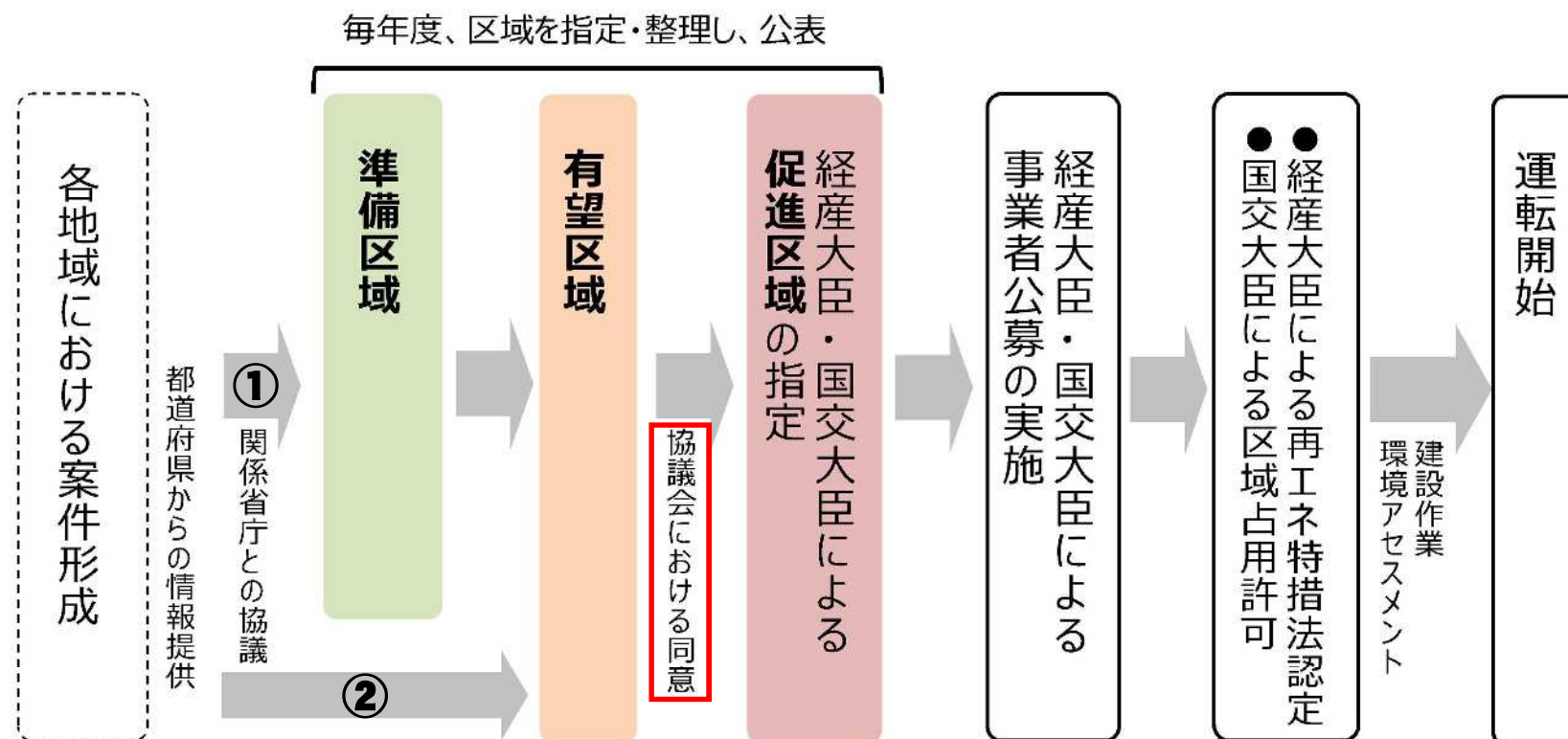
※ 資源エネルギー作成資料抜粋



	着床式			浮体式			
	モノパイル型	重力型	ジャケット型	バージ型	TLP型	コンパクト セミサブ型	スパー型
長所	・施工が低コスト ・海底の整備が原則不要	・保守点検作業が少ない	・比較的深い水深に対応可 ・設置時の打設不要	・構造が単純で低コスト化可 ・設置時の施工が容易	・係留による占有面積が小さい ・浮体の上下方向の揺れが抑制される	・港湾施設内で組立が可能 ・浮体動揺が小さい	・構造が単純で製造容易 ・構造上、低コスト化が見込まれる
短所	・地盤の厚みが必要 ・設置時に汚濁が発生	・海底整備が必要 ・施工難易度が高い	・構造が複雑で高コスト ・軟弱地盤に対応不可	・暴風時の浮体動揺が大。安全性等の検証が必要	・係留システムのコストが高い	・構造が複雑で高コスト ・施工効率、コストの観点からコンパクト化が課題	・浅水域では導入不可 ・施工に水深を要し設置難

● 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の運転開始までの流れ

※ 資源エネルギー作成資料抜粋



有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

(参考) 有望区域・準備区域の位置付け

※ 資源エネルギー作成資料抜粋



「有望区域」

国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域

※ 区域整理の時点では発電事業に対する賛否は問わない。

(有望区域の要件)

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
※ 関係漁業団体の意向を十分に確認し、協議会を通じて発電事業の実施に向けた議論を行う状況が整っていない場合には、有望区域への整理は行わないこととする。
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること
上記に加えて、農林水産省、環境省、防衛省その他関係行政機関の関係部局に対して事前に意見照会を実施。

「準備区域」

都道府県として、今後、協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域

※ 準備区域は、利害関係者等と調整中につき現時点で有望区域への整理を望んでいない地域も含む

● 促進区域の指定基準の概要

※ 資源エネルギー作成資料抜粋



- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、**第1号から第6号までの基準**が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、**第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定**していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー**発電設備の出力の量が相当程度に達する**と見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における**航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく**、海洋再生可能エネルギー**発電設備を適切に配置することが可能**であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送**に関し**当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能**であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。**

第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、**漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。**

発電事業と漁業との共存共栄に向けた在り方等を踏まえ、協議会での合意をもって確認。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した**漁港の区域**、港湾法に規定する**港湾区域**、海岸法により指定された**海岸保全区域等と重複しないこと。**



● 洋上風力発電の促進区域等の指定状況（令和7年5月末時点）

※ 資源エネルギー作成資料抜粋

区域名		万kW※1	供給価格※2 (円/kWh)	運開年月	選定事業者構成員	<導入目標>【】内は全電源の電源構成における比率	
促進区域	①長崎県五島市沖（浮体）	1.7		36	2026.1	戸田建設、ERE、大阪瓦斯、関西電力、INPEX、中部電力	現状：風力全体4.5GW【0.9%】 （うち洋上0.01GW）
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4	第1ラウンド公募 事業者選定済 約170万kW	13.26	2028.12	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech	2030年：風力全体23.6GW【5%】 （うち洋上5.7GW【1.8%】）
	③秋田県由利本荘市沖	84.5		11.99	2030.12	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech、ウェンティ ジャパン	<洋上風力案件形成目標>
	④千葉県銚子市沖	40.3		16.49	2028.9	三菱商事洋上風力、三菱商事、C-Tech	2030年 10GW／2040年 30-45GW
	⑤秋田県八峰町能代市沖	37.5	第2ラウンド公募 事業者選定済 約180万kW	3	2029.6	ERE、イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン、東北電力	<洋上風力国内調達比率目標（産業界目標）>
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5		3	2028.6	JERA、電源開発、伊藤忠商事、東北電力	2040年 60%
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4		3	2029.6	三井物産、RWE Offshore Wind Japan 村上胎内、大阪瓦斯	
	⑧長崎県西海市江島沖	42.0		22.18	2029.8	住友商事、東京電力リニューアブルパワー	
	⑨青森県沖日本海（南側）	61.5	第3ラウンド公募 事業者選定済 約110万kW	3	2030.6	JERA、グリーンパワー・インベストメント、東北電力	※2 ①～④はFIT制度適用のため調達価格、 ⑤～⑧はFIP制度適用のため基準価格。
	⑩山形県遊佐町沖	45.0		3	2030.6	丸紅、関西電力、BP Iota Holdings Limited、東京瓦斯、丸高	
有望区域	⑪北海道石狩市沖	91～114					
	⑫北海道若手・南後志地区沖	56～71					
	⑬北海道島牧沖	44～56					
	⑭北海道檜山沖	91～114					
	⑮北海道松前沖	25～32					
	⑯青森県沖日本海（北側）	30					
	⑰山形県酒田市沖	50					
	⑱千葉県九十九里沖	40					
	⑲千葉県いすみ市沖	41					
	準備区域	⑳北海道若手・南後志地区沖（浮体）	㉔福井県あわら沖				
㉑北海道島牧沖（浮体）		㉕和歌山県沖（東側）					
㉒青森県陸奥湾		㉖和歌山県沖（西側・浮体）					
㉓岩手県久慈市沖（浮体）		㉗福岡県豊津沖					
㉔秋田県秋田市沖		㉘佐賀県唐津市沖					
㉕富山県東部沖（浮体）							
㉖福井県あわら市沖							
㉗福岡県豊津沖							
㉘佐賀県唐津市沖							
㉙愛知県田原市・豊橋市沖							
㉚和歌山県沖（東側）							
㉛和歌山県沖（西側・浮体）							

①長崎県五島市沖（浮体） ②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖 ③秋田県由利本荘市沖 ④千葉県銚子市沖 ⑤秋田県八峰町・能代市沖 ⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖 ⑦新潟県村上市・胎内市沖 ⑧長崎県西海市江島沖 ⑨青森県沖日本海（北側） ⑩山形県酒田市沖 ⑪北海道石狩市沖 ⑫北海道若手・南後志地区沖（浮体） ⑬北海道島牧沖（浮体） ⑭北海道檜山沖 ⑮北海道松前沖 ⑯青森県沖日本海（南側） ⑰秋田県南部沖 ⑱千葉県九十九里沖 ⑲千葉県いすみ市沖 ⑳北海道若手・南後志地区沖（浮体） ㉑北海道島牧沖（浮体） ㉒青森県陸奥湾 ㉓岩手県久慈市沖（浮体） ㉔秋田県秋田市沖 ㉕富山県東部沖（浮体） ㉖福井県あわら市沖 ㉗福岡県豊津沖 ㉘佐賀県唐津市沖 ㉙愛知県田原市・豊橋市沖 ㉚和歌山県沖（東側） ㉛和歌山県沖（西側・浮体）

GI基金実証海域
①秋田県南部沖
②愛知県田原市・豊橋市沖

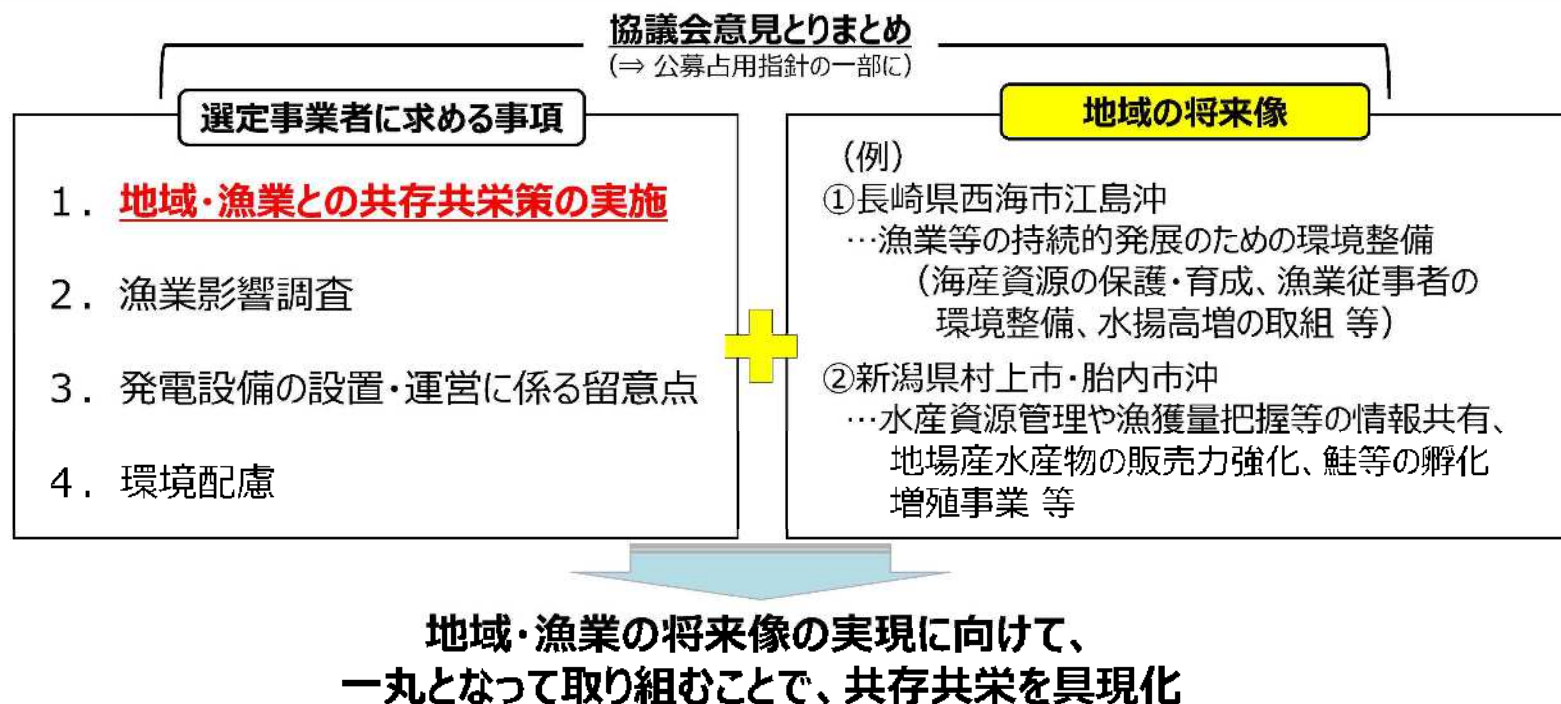
※1 容量の記載について、事業者選定後の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量
それ以外、系統確保容量又は調査事業で算定した当該区域において想定する出力規模。

● 法定協議会における議論の内容①

※ 資源エネルギー作成資料抜粋



- 「有望な区域」では、**再エネ海域利用法に基づく協議会（法定協議会）**を開催。
国、都道府県、地元市町村、関係漁業者、有識者等が選定事業者を求める事項を議論。
 - 協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として文書化し、協議会の構成員（事業者選定後は選定事業者を含む）は、協議の結果を尊重しなければならない（法第9条第6項）。
- 最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像についても議論。
選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。



● 法定協議会における議論の内容②

※ 資源エネルギー作成資料抜粋



- 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下単に「区域指定ガイドライン」という。）において、協議会における協議、情報共有事項は以下のとおり整理されている。
 - ① 促進区域の指定についての利害関係者との調整
 - ② 事業者の公募に当たっての留意点
 - ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等（※事業者の選定後に協議会において議論）
- 過去の協議会においては、地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項、環境配慮事項、洋上風力発電事業を通じた地域の将来像について、構成員からいただいた意見を以下のような形で意見とりまとめに反映している。

【これまでの各地域の協議会とりまとめの骨格】※とりまとめ内容は地域の実情に応じて異なる

全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携した、新たな産業、雇用、観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。等

地域や漁業との共存

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策・振興策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「協議会意見とりまとめ」に記載の趣旨を踏まえた提案を行う。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。等

洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項

- ✓ 洋上風力発電の設置位置の検討や事前調査、建設工事、事業の実施にあたって、選定事業者は、関係漁業者や船舶運航事業者等の先行利用者等と、各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する。
- ✓ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。等

環境配慮事項

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行う。等

洋上風力発電事業を通じた地域の将来像

- ✓ 洋上風力発電事業を契機として、地域が目指す将来像と、取組の方向性を示す個別テーマを設定。選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。等

(参考) 北海道松前沖の地域の将来像

※ 資源エネルギー作成資料抜粋



- 人口減少や漁獲量減少等、様々な地域課題に立ち向かう礎を築く上で、洋上風力発電事業を重要な取組と位置づけ。漁業の活性化はもとより、新たな雇用環境の創出、観光の魅力の拡大、災害に強いまちづくりなど地域の発展を期待。

- **風を活かしたリニューアブルタウン『誰もが住み続けたいまち』を目指す。**

◎ 漁業振興策

- ① 持続可能な漁業の実現に資する取組
- ② 漁業所得の向上・安定化につながる取組
- ③ 漁業の効率化と経営安定化の取組
- ④ 水産資源の維持・増大、保全・創造に向けた取組
- ⑤ 密漁対策の取組への協力
- ⑥ 発電設備等のモニタリングデータの活用
- ⑦ 漁業活動に起因する発電施設の毀損時における漁業者負担の軽減

◎ 地域振興策

- ① 地域交通の充実
- ② 発電事業における地元の資源・人材活用による地元経済の活性化
- ③ 観光資源の活性化、活用・連携
- ④ 「RE100まつまえ」構想との連携
- ⑤ 体験型再エネ教育や脱炭素教育の実施
- ⑥ 地元港湾の積極的な活用による地域経済の活性化
- ⑦ 住民に対するDX推進



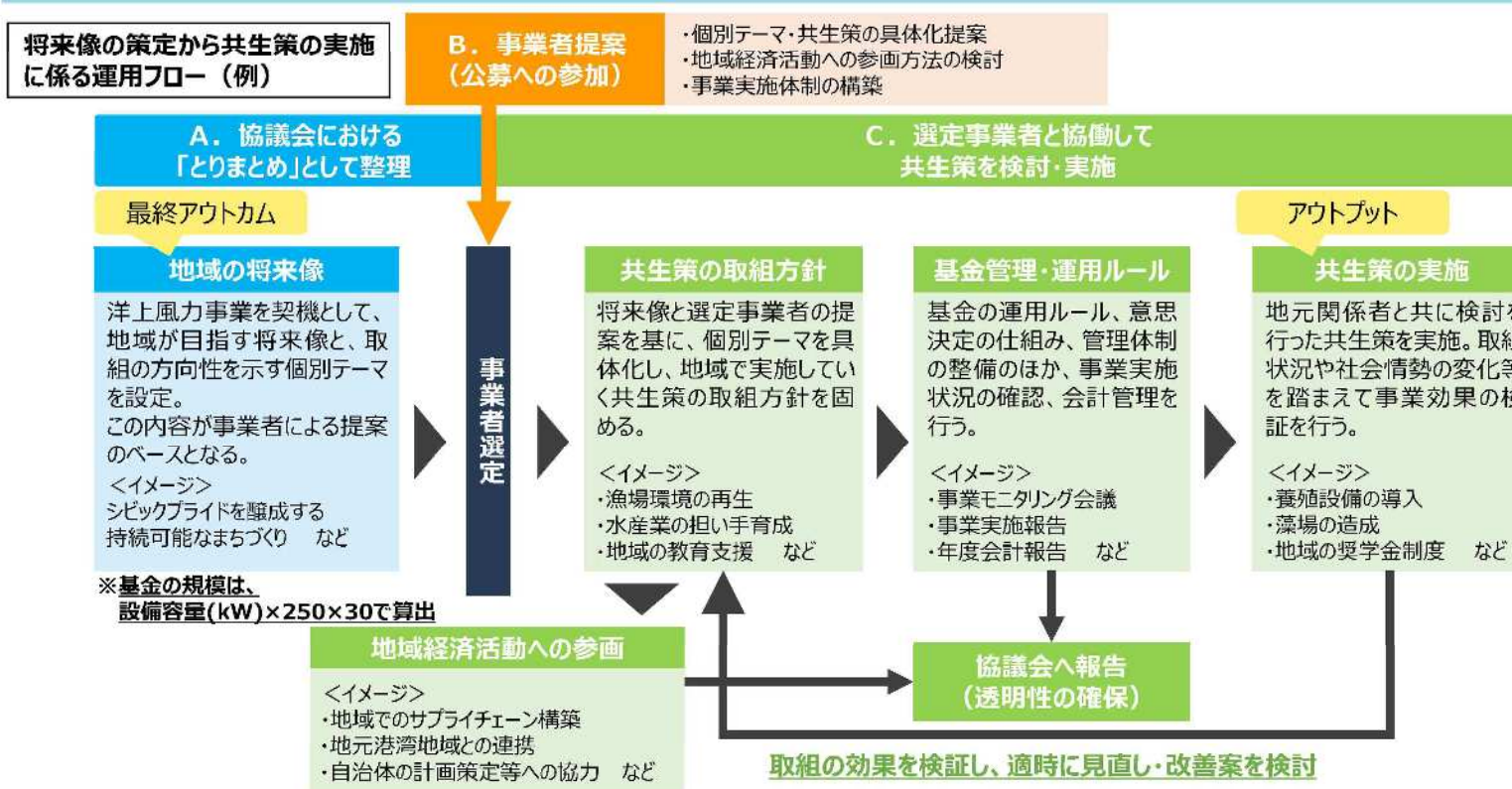
(出典：松前町HP)

● 地域の将来像と共生基金を連携させる仕組み

※ 資源エネルギー作成資料抜粋

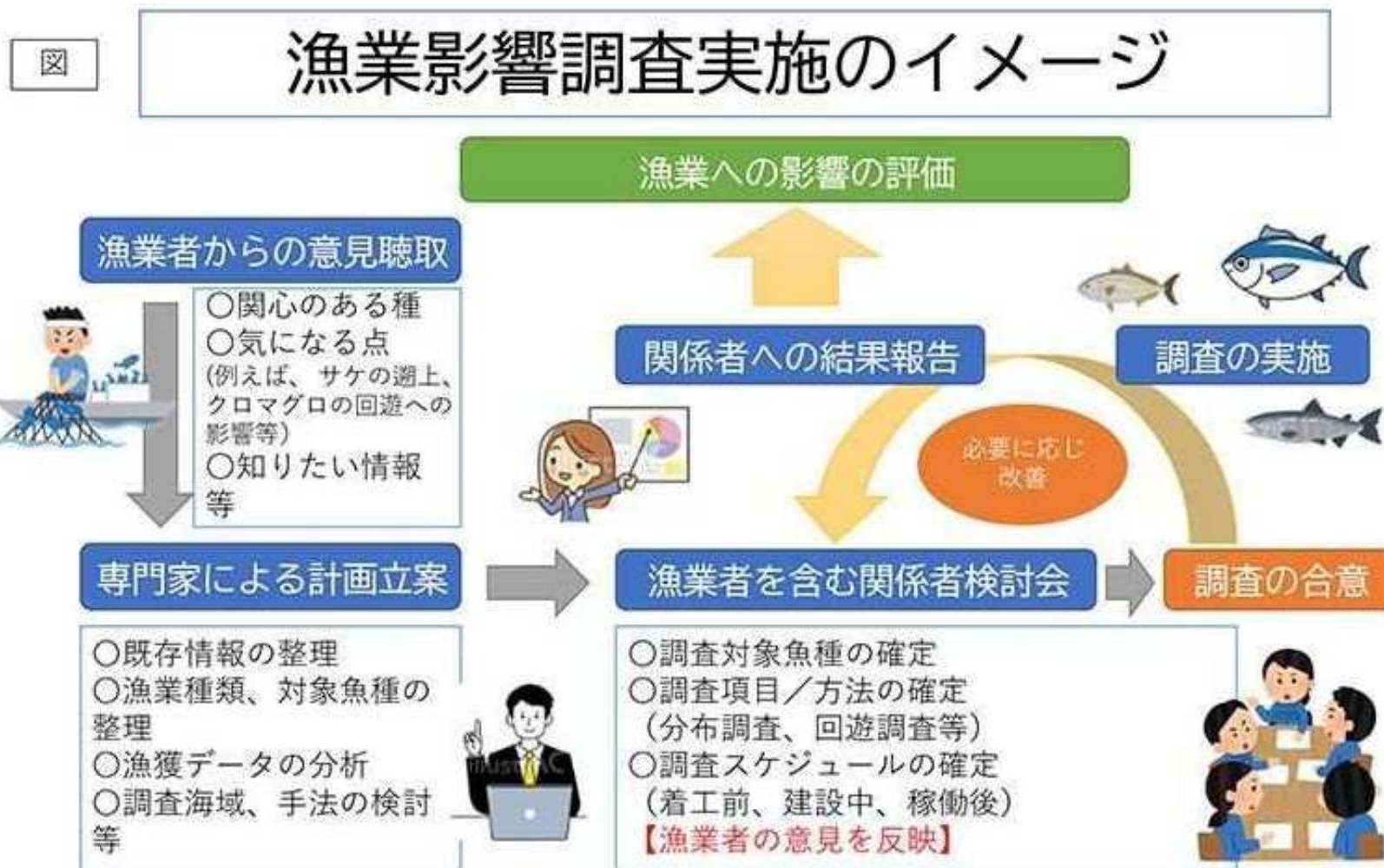


- 地域や漁業との共生のために出捐される**基金**は、**透明性ある適切な管理を前提**に、地域の特色を反映した将来像の実現に向けて、効果的に運用していくことが求められる。
- 選定事業者から提案された内容を基に検討・実施する**共生策の取組が、将来像（＝最終アウトカム）の実現に寄与しているか**という点について、**基金の運用を通じて検証・改善していく仕組み**が重要。



※ 令和4年度新エネルギー等の導入促進のための広報等事業（地域での洋上風力発電に関する案件形成の促進に向けた調査事業）報告書から引用（一部修正）

● 漁業影響調査



(図: 水産振興ONLINEホームページ 水産振興コラム 公益財団法人海外漁業協力財団)



● 漁業影響調査（山形県の例）

1 目的

- ◆ 風車の建設工事やその稼働等による影響を直接的影響と間接的影響に大別
 - 直接的影響・・・漁業の操業が制限されることを要因とするもの
 - 間接的影響・・・漁場環境の変化が魚類の現存量や来遊量を変化させることを要因とするもの
- ◆ これらの要因が漁業活動や漁場環境に影響を与え、それにより漁獲量等に変動を生じさせているかを検証する。

2 調査において配慮すべき魚種や漁具・漁法等

(1) 配慮すべき魚種とその特徴

- ① ハタハタ：親魚が12～1月に産卵のため来遊，1～6月は稚魚の成育場
- ② マダイ：春期に産卵，稚魚の成育場，親魚の漁場
- ③ ヒラメ・カレイ類：春期に産卵，稚魚の成育場，親魚の漁場
- ④ サケ・サクラマス：稚魚と成魚の回遊経路 等

(2) 配慮すべき漁具・漁法とその特徴

<固定式の漁具・漁法>	<移動式の漁具・漁法>
・浮刺網（水深10m前後の海域） ・底刺網（水深5～40mの海域） ・小型定置・張網（水深30m前後の海域） ・底はえ縄（水深30m前後の海域） 等	・板曳網（水深10～30mの海域） ・桁網（10m以浅の海域） ・漕ぎ刺網（10m以深の海域） ・浮はえ縄・曳縄釣（水深30m前後の海域） 等





● 漁業影響調査（山形県の例）

3 検証の方法

- (1) 影響の有無や程度を評価する指標を定める。
漁獲量，水揚量，出漁日数，操業時間，航行距離 等
- (2) 発電事業との因果関係を検証する。
 - ・ (1)に変化が認められる場合，影響の要因（水中音等）が及ぶ範囲や，魚種の反応等に関する既往の知見を踏まえ，発電事業と漁獲量等の変化の因果関係を推定する。
 - ・ 発電事業による影響と自然変動による影響を判別するため，国や県の研究機関等が保有する周辺海域の漁獲量・資源量等に関する既存データの推移を監視し，調査結果と比較する。

4 実施期間及び時期

- ◆ 調査は，着工の2年前から開始し，工事期間中から運転開始後3年間を目安とする。（対象魚種の特徴や長期的な視点での影響を考慮し，漁業への影響評価に必要となる期間を設定）
- ◆ 調査結果に基づき，影響の有無・程度の判断を行い，調査期間の延長や追加調査の必要性を検討する。

5 調査結果の取扱い

- ◆ 調査の実施にあたり，具体的計画の作成，実施状況及び結果の評価，調査結果の公表等に関する検討を行う委員会（検討委員会）を設置する。
- ◆ 検討委員会において，洋上風力発電による負の影響が生じたと客観的に認められた場合には，選定事業者は，別途，必要な措置をとるものとする。



● 洋上風力発電に対する県の取組

○ 洋上風力発電に対する県の考え

洋上風力発電は、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー導入における重要な選択肢の一つである。関連産業の立地など地域経済への波及効果も期待される一方で、その導入に当たっては、関係市町や利害関係者、地元の方々の意向を踏まえながら、対応していく必要がある。

○ 洋上風力発電に関する研究会の設置（令和5年8月～）

1 基本方針

県が主体となって、関係市町、関係漁業者団体その他利害関係者等による研究会を設置し、洋上風力発電に関する現状・課題等の共有を図りながら、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性のある区域について検討する。

2 研究会の構成等

参加団体	○ 自治体7 （鹿児島県、長島町、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、南さつま市） ○ 漁業者団体15 （東町漁協、北さつま漁協、川内市漁協、甕島漁協、羽島漁協、串木野市漁協、県漁協島平支所、市来町漁協、江口漁協、吹上町漁協、加世田漁協、笠沙町漁協、県漁協野間池支所、旋網漁協、県漁連） ○ その他事業者4 （㈲南国砂利、川内川砂利生産協業組合、南薩砂利㈱、甕島商船㈱）
対象区域	薩摩半島西方沖区域
開催回数	令和5年度：4回 令和6年度：3回開催 令和7年度（開催予定）：2回程度
議論の 主な内容	○ 洋上風力発電の現状・課題等に係る情報共有 ○ 国への情報提供の可能性のある区域の検討

● 洋上風力発電に関する研究会の実施状況



<令和5年度>

開催回	内容
第1回 (R5.8.29)	(1) 研究会の設置について (2) 洋上風力発電に係る現状・課題について(エネ庁説明) (3) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 今後の検討の進め方について説明
第2回 (R5.11.17)	(1) 洋上風力発電との共存共栄について(有識者講話) (2) 洋上風力発電と漁業との共生について(エネ庁説明) (3) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 漁業の操業実態の共有
第3回 (R6.1.29)	(1) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 操業実態を踏まえた区域の整理・検討 (2) 第4回に向けた検討事項の整理
第4回 (R6.3.25)	(1) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 操業実態を踏まえた区域の検討 (2) 今後の取組及び国への情報提供に係る対応



<令和6年度>

開催回	内容
第5回 (R6.9.5)	(1) 洋上風力発電に関する現状等について(エネ庁説明) (2) これまでの議論等を踏まえた区域の整理について → いちき串木野市沖の進め方(個別協議の実施)等の説明
第6回 (R6.11.19)	(1) 第5回研究会における質疑事項への回答 (2) 先行地域(山形県遊佐町沖)の関係者との意見交換について(町職員・漁協職員との意見交換) (3) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 個別協議の経過報告等
第7回 (R7.3.25)	(1) 秋田港・能代港洋上風力発電所の水中動画の紹介 (2) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 個別協議の結果報告等 (3) 令和7年度の予定について

非公開



● 洋上風力発電に係る国への情報提供（令和7年4月）

- ◆ 研究会の開催や県による漁業者団体などへの個別の訪問を通じて、洋上風力発電の運転開始までのプロセスや漁業との共生を図る仕組みなどについて説明
- ◆ いちき串木野市沖の共同漁業権内の区域に関する情報提供の可能性について、関係市町や利害関係者等の意見を丁寧に聞きながら検討を実施
- ◆ その結果、多くの会員からは、国への情報提供について異論はないとの意見をいただいた。一方で、依然として、一部の会員からは、漁業にマイナスの影響が及ぶとの懸念から、情報提供に賛成することはできないといった意見が示された。
- 現在の研究会の枠組みでは、専門的な知見や技術が不足しており、このような懸念に関する議論が深まらないことから、国への情報提供を行い、再エネ海域利用法に基づく法定協議会やその下に組織される実務者会議の中で、国や有識者等の専門的な知見や技術を活用しながら、更なる検討を行う。

● 洋上風力発電に係る国への情報提供

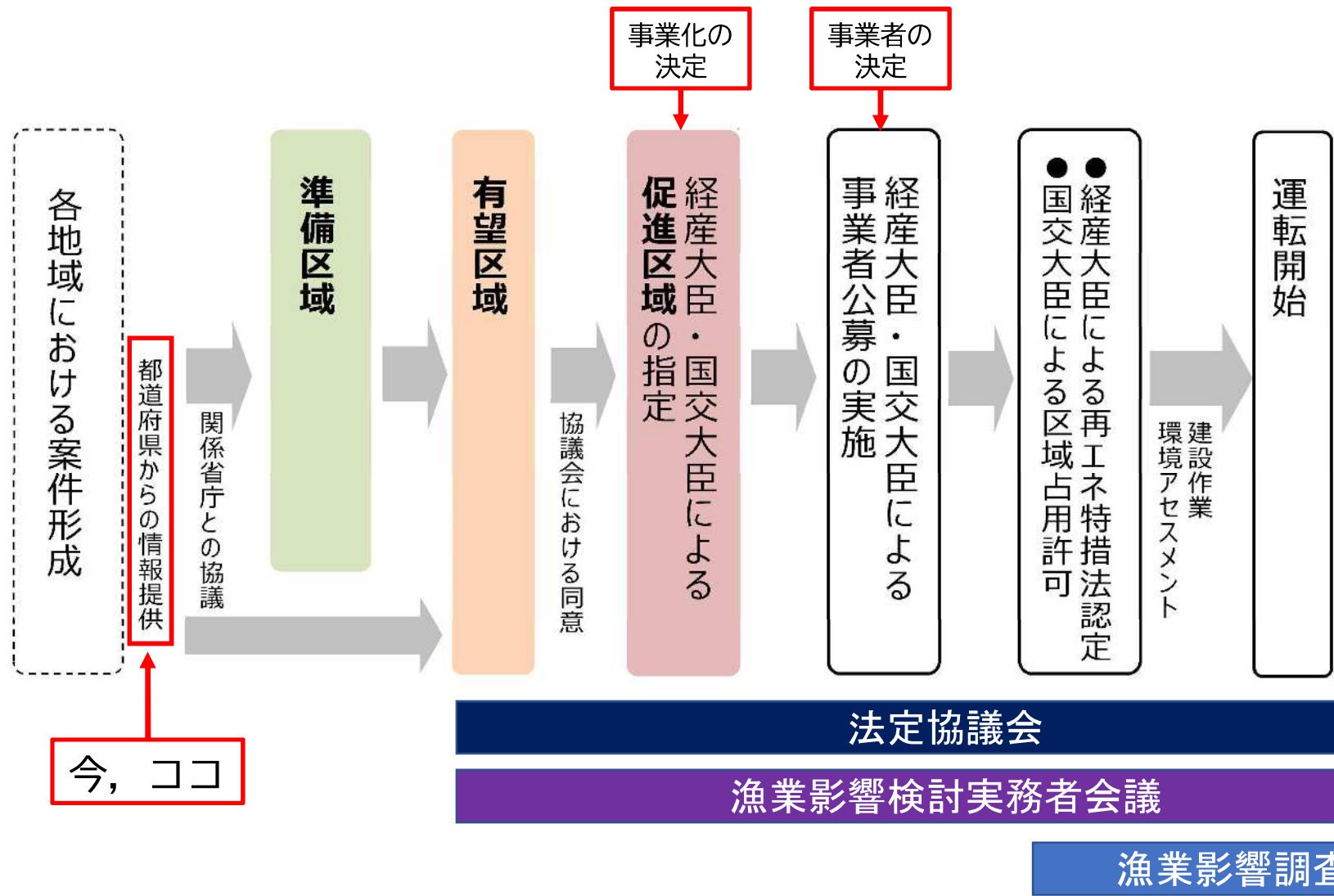


国土地理院(GIS) | 海上保安庁(JCG) | 水産庁

出典: 海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>)を加工して作成



● 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の運転開始までの流れ





(参考) 先行地域における風車の位置等 (概略)

促進区域名	区域面積	発電設備出力	規格×基数	設備種類	運転開始予定	基金積立額(試算)
秋田県 能代市・三種町・男鹿市沖	62.7km ²	478,800kW	12,600kW×38基	着床式(モノパイル型)	2028年12月	3,591百万円

※ 促進区域の公募占用指針及び発電事業者の公募占用計画を基に作成（経済産業省HPより）

※ なお、基金積立額は、1kW×250円×30年で機械的に計算したものであり、実際の基金積立額とは異なる。

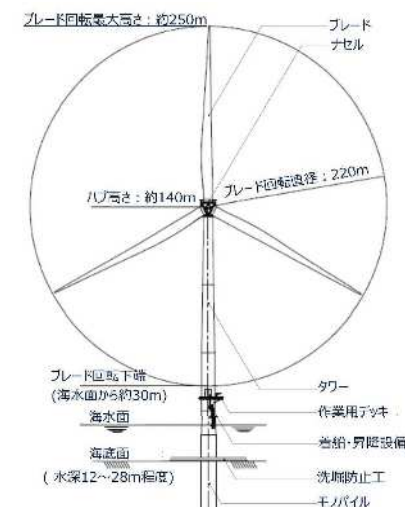
【風車及びケーブル位置図】



【占用区域図】



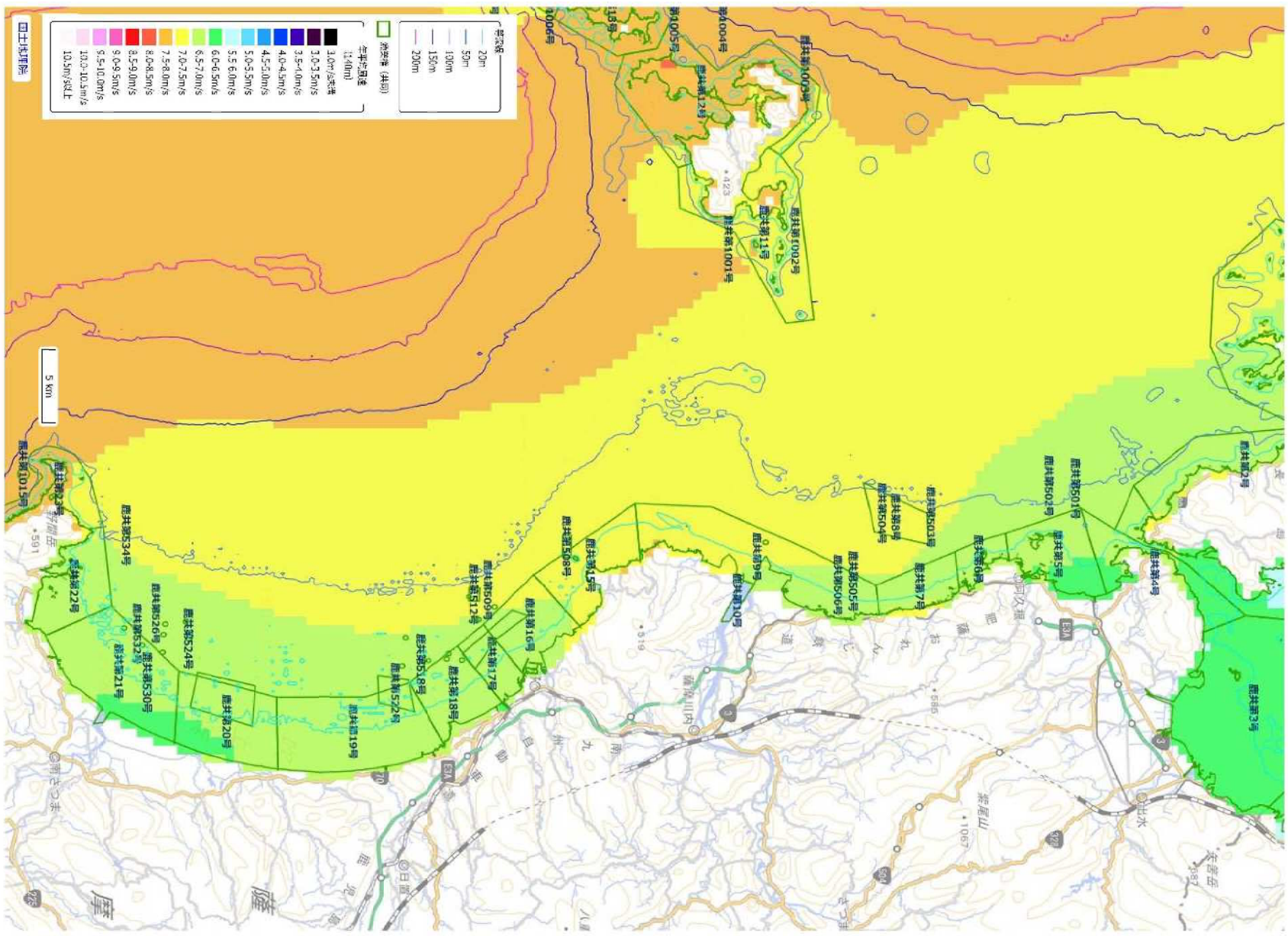
12,600kW級、モノパイル型



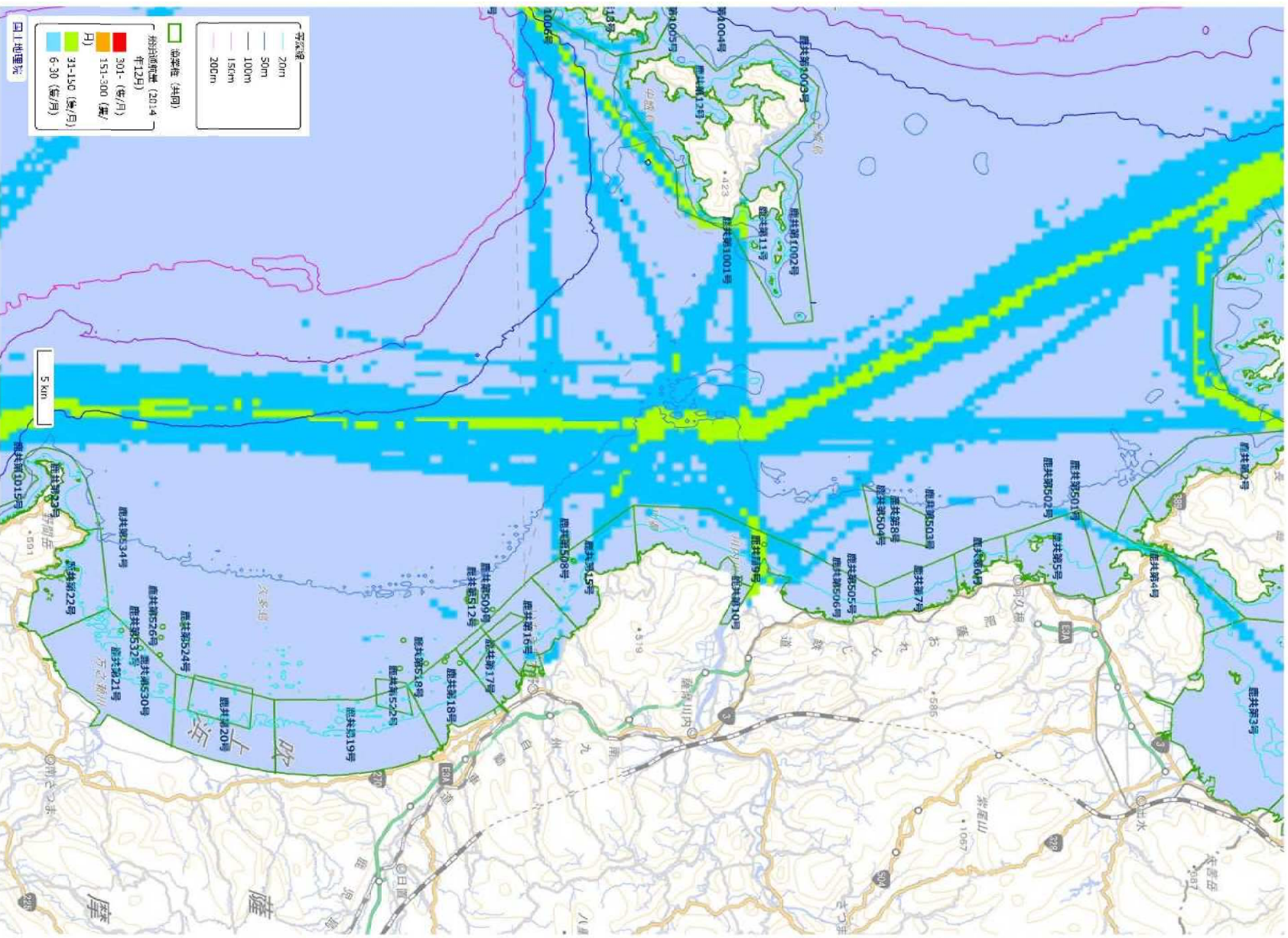
○ 中央図の赤の範囲は、占用区域として、国（国土交通省）が発電事業者に対し占用許可を行う。

国の占用許可に当たっては、あらかじめ発電事業者は漁業者等の法定協議会の構成員の同意を得る必要があり、当該区域における漁業の操業や船舶の航行など海域の利用に関し、発電事業者と漁業者等の間で事前の調整が行われる。（先行地域における事例あり）

【参考】薩摩半島西方沖の状況①

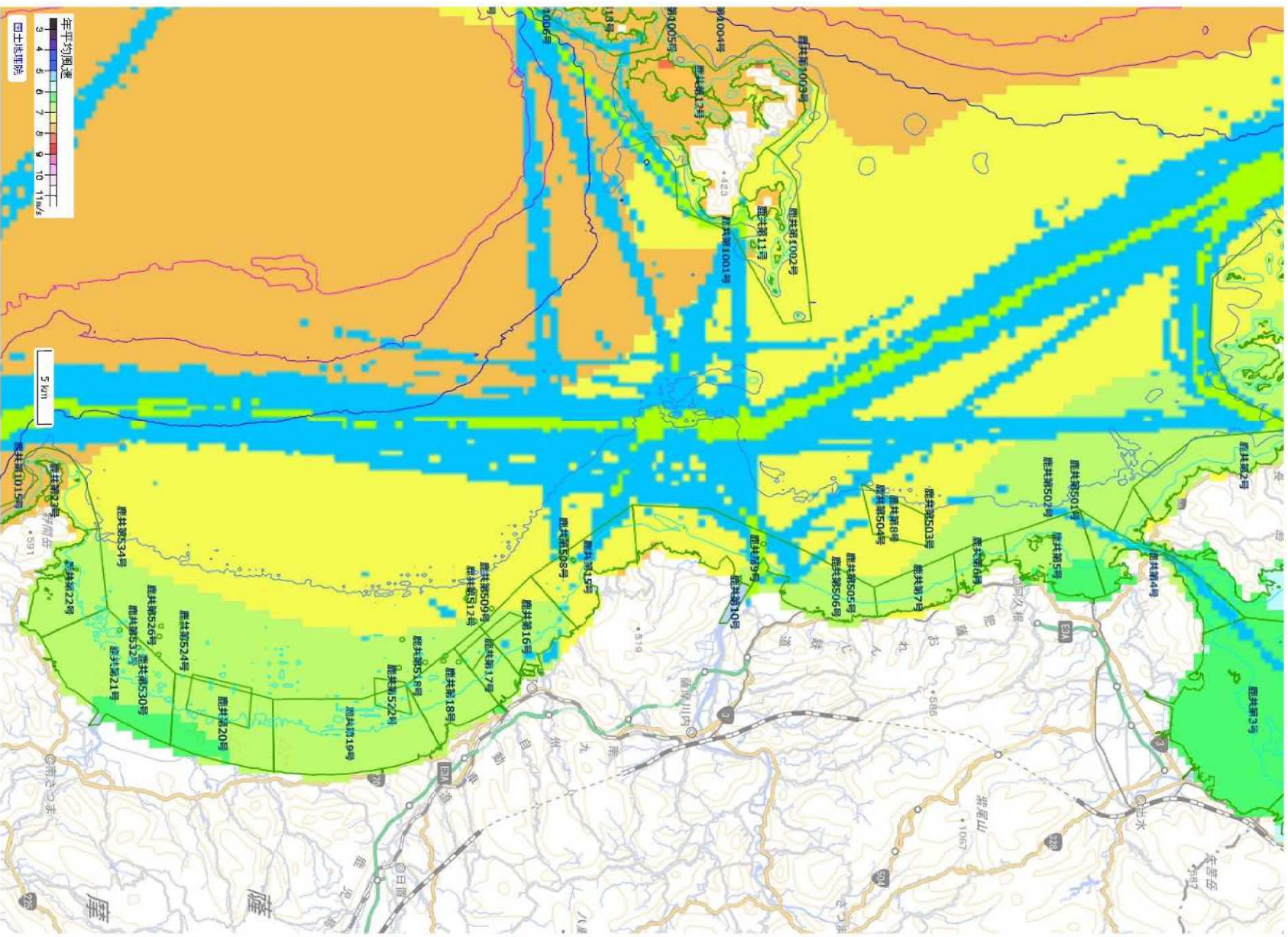


【参考】薩摩半島西方沖の状況②



出典：NEDO「Neowins(洋上風況マップ)」

【参考】薩摩半島西方沖の状況③



出典：NEDO「Neowins(洋上風況マップ)」